

みんなで子どもたちを守ろう！

11月は児童虐待防止月間です

④しあわせ推進課子ども係 443120

近年、児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、新聞やテレビなどでも痛ましい事件が連日取り上げられています。

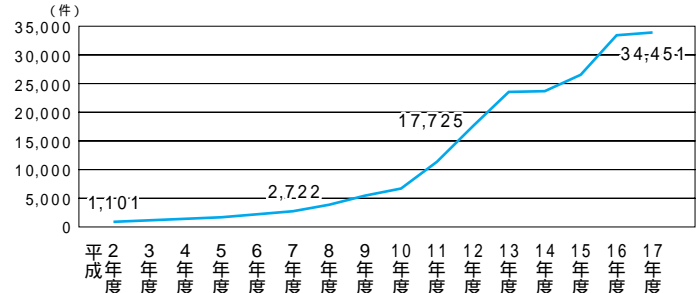
児童虐待は、将来にわたって子どもへの心身に深い傷を与え、時には尊い命が奪われることもあり、早期発見と早期対応が何より重要な課題です。

しかし、虐待は家庭という密室で起こるために見つかりにくく、周囲の大人たちが子どもを出すSOSサインに気付くことが唯一の救いとなります。

児童虐待が行われていると疑われる時は、迷わず専門機関にご連絡ください。



【児童虐待の相談件数の推移】
(厚生労働省ホームページから)



児童虐待は、だれにでも起こるもの

虐待には、家庭崩壊の中で起こってくるものと社会状況や家庭の形や質の変化、地域社会の変化など現代的な子育てに対するプレッシャーに耐えきれず起こるものがあります。最近では、親がプレッシャーに耐えきれず子どもを虐待するケースが増えています。

児童虐待は、特別な家庭だけの問題ではありません。「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」起こりうるものになっています。

児童虐待を防ぐために

児童虐待を防ぐには、子育て支援センターや乳幼児学級などを利用しましょう。ひとりで悩まないことが大切です。

また、児童虐待が疑われる時は、児童相談所や市役所、警察などへ速やかに連絡してください。連絡は匿名でも構いません。職員が事実確認した後、関係機関で子どもを保護したり、安全を確保したりします。

【専門相談機関】

- 県西部児童相談所 053 451 4199
- 市家庭児童相談室 44 3161
- 市役所しあわせ推進課子ども係 44 3120
- 磐田警察署生活安全課 37 0110

虐待は、大きく分けて4種類あります

身体的虐待：殴る・けるなどの暴力、戸外に閉め出すなど

性的虐待：子どもへの性的行為の強要、性器を見せるなど

ネグレクト（養育の放棄や怠慢）：家に閉じこめる、病院に連れて行かない、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内に置き去りにするなど

心理的虐待：言葉による脅し、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱いなど

児童虐待発生の3つの要因

親側の問題：親の虐待体験、社会的孤立、誤った育児信念、病気など

子側の問題：育てにくい子（多動など手が掛かる子、挑戦的な子）、望まれない子など

家庭生活からのストレス：経済困窮、夫婦不和、育児負担、地域からの孤立など

子どもにとって有害なら、それは虐待

児童虐待を考えるうえで大切なことは、「子どもの心身の安全を守ること」です。「しつけ」や「良い子にするため」という保護者の意図は関係ありません。子どもにとって有害で子どもが苦痛を感じていれば、それは虐待になります。